

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 2015 年度税制改正大綱 ～個人課税関連～

2015 年度税制改正大綱のうち、個人課税に関する主な内容はつぎのとおりです。

＜主な改正点＞

適用日	項 目	内 容
2015/1/1～	住宅取得等資金の贈与税の非課税限度額	住宅取得等資金の贈与税の非課税限度額の見直し、期間の延長
2015/4/1～ 2019/3/31	結婚資金等の贈与税の非課税	結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属が、金銭抛出し、金融機関を通じて贈与した場合、受贈者 1 人につき 1,000 万円（結婚費用は 300 万円）までの金額については贈与税が非課税
2015/7/1～	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例	国外転出時に有価証券の譲渡等をしたものとみなして譲渡所得等の金額を計算
2016/1/1～	非居住者親族に係る扶養控除等の書類添付等の義務	親族関係書類及び送金関係書類を、確定申告書に添付等することを義務化
2016/1/1～	財産債務調書 (現行 財産債務明細書)	「所得金額が 2 千万円超であること」に加え、「財産が 3 億円以上であること」又は「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の合計額が 1 億円以上であること」も提出要件として追加
2016/1/1～	ふるさと納税	特別控除限度額が、個人住民税所得割額の 2 割（現行 1 割）に引き上げ
2016/4/1～	子供版 N I S A	毎年 80 万円を上限に、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等が非課税

お見逃しなく！

前年以前に改正された項目のうち、2015 年 1 月 1 日以降施行される主な改正項目は、つぎのとおりです。

項 目	改 正 前	改 正 後
所得税の最高税率の引上げ	1,800 万円超 40%	4,000 万円超 45%
相続税の最高税率の引上げ	3 億円超 50%	6 億円超 55%
相続税の基礎控除額の引下げ	5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人の数	3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人の数

相続税・贈与税の改正詳細につきましては、マネジメントリポート 2013 年 3 月号「2013 年度税制改正大綱～相続税関連～」 (<http://www.granthornton.jp/library/newsletter/mr.html>) をご参照ください。